

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年10月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年11月11日から同年12月1日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 飯田原池地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 箕谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上嫁坂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 出井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 飯田原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 森窪地区	〃